

始してある。我等はかかる資本家団体や反動的運動に對し断然として
て反對し、來べき議會に組合法の提出共に、日本大衆を引こき動かして
完全なる組合法の制定に向つて大奮運動を決定するの必要を感じ

一、寄宿舎制度改善に關する件 (電学支部提出)

理由と方法

從來より我國の寄宿舎制度には改善すべき点が幾多存在した。例
へば圖書及寢具の改良、室内の通風、採光の施備の完備、防害
及び蚊、蚤等の駆除方法等より外室の自由、食事の改善、
封建的取締りを廢して女子自守的管哩を認めること、強制労働の廢
止等数あるに、故に本に暇がない。然しなかり之に加ふるに深夜業廢
止後の今日に於ては殊に餘暇利用の法に就いて最善の方法を講せし
水ねはなかりぬ。圖書館及び課外振興等の設置之である。而して從
來我國の法制に於ては之も資本家の自由を任せて何等之も取締るの法が
なかつたのであるが、今回工場法に於て寄宿舎取締規則が実施を見
るに至つた。然しなかり右取締法も設備のため、猶豫期間を認め
ある結果工場によつて今者此取締法の實施せられぬもの多しのである
が我々は速かに何れも工場寄宿舎に於ては其實施を要求せねばならぬ。

寄宿舎女子外出の自由に關する件 (関西聯合會) 提出

寄宿舎は工場と分るし理由の如何を問はず絕對に外出を自由にし
門限以外は時間を制限せざることを

理由

我が日本新機労働組合は其の主張中に寄宿舎制度の撤廢を要求してゐるの
があるが、今日迄には其の實現困難なりとするもの少くとも其の外出を自由
にすることは當然のことと信する、然るに殊に関西地方には今尚女子工の
外出を最大限に抑止してゐる工場は少くはない
不自由な工場婦人労働者は平氣社會と稱するの機會が少く人同生
不自由な、有しあるに於ては、今日の新機労働組合は一面労働の如き
不自由な、外出の自由を主張せられ居ないのは女工と一般社會との
不平等からしめ、其の進歩発達を遂げしめ人間生活を奪ふものである
不平等は労働組合運動の立場から見ても外出の自由を阻らしつゝを見る
不平等は、已阻害する一方法として外出の自由を阻らしつゝを見る
教育用パンフレット発行に關する件 (金沢支部提出)

各々織造工業の労働者は多々年少の女子多殊に其の就業年限の短かに關係